

国民健康保険税条例改正について（専決処分）

1. 改正の内容

①基礎課税額分の賦課限度額引き上げ（第3条、第24条関係）

基礎課税額分 58万円 → 61万円

②均等割・平等割の減額対象範囲を拡大（第24条関係）

5割軽減の対象所得

現行 (33万円+27.5万円×被保険者数)円以下

改正後 (33万円+28.0万円×被保険者数)円以下

2割軽減の対象所得

現行 (33万円+50万円×被保険者数)円以下

改正後 (33万円+51万円×被保険者数)円以下

【軽減判定所得早見表（均等割・平等割）】 (円)

被保険者数	7割軽減所得	5割軽減所得	2割軽減所得
1人	～330,000	～610,000	～840,000
2人	～330,000	～890,000	～1,350,000
3人	～330,000	～1,170,000	～1,860,000
4人	～330,000	～1,450,000	～2,370,000
5人	～330,000	～1,730,000	～2,880,000
6人	～330,000	～2,010,000	～3,390,000

2. 改正による税額への影響（平成31年2月末で試算）

①限度額引き上げの影響額

上段：限度額超過世帯、下段：限度超過額

	改正前 A	改正後 B	差引 B-A
基礎課税額分	125世帯	110世帯	△15世帯
	60,233,198円	56,715,055円	△3,518,143円
税額への影響			+3,518,143円

②軽減対象範囲の拡大の影響額

上段：軽減世帯、下段：軽減額

	改正前 A	改正後 B	差引 B-A
5割軽減分	2,961世帯	3,007世帯	46世帯
	132,979,100円	135,179,600円	2,200,500円
2割軽減分	2,012世帯	2,053世帯	41世帯
	35,618,250円	36,302,830円	684,580円
税額への影響			△2,885,080円